

文献提供機関（DS）による限定的電子化に係わる利用規程
【国内特定著作物】

2005年5月24日 制定

2007年6月10日 改定

2008年3月27日 改定

2009年8月5日 名称変更

（契約の締結）

第1条 一般社団法人 学術著作権協会（以下「本会」という）が、著作権者から権利行使の委任を受けている特定著作物（以下「著作物」という）を、この規程に基づき利用しようとする文献提供機関（以下「DS」という）は本会と著作物の限定的電子化に関する許諾契約を締結しなければならない。

（利用の範囲）

第2条 この規程で取り扱う著作物の利用の範囲は、次のとおりとする。

- （1）著作物のイメージファイルを作成し、DSのコンピュータに蓄積すること。
- （2）本会が指定するシステム（別紙）により（1）のイメージファイルから著作物を複写すること。
- （3）（2）による複写物をDSの顧客に譲渡すること。
- （4）（2）（3）に伴い著作物を送信すること。
- （5）譲渡する複写物の量および送信は必要最低限度とし、DSは提供する複写物に、著作権の表示および無許諾の二次的複製等は許されないことを明記しなければならない。

（禁止事項）

第3条 前条の利用の範囲には次の事項を含まない。

- （1）イメージファイル作成に伴い作成されるテキスト情報を利用すること。
- （2）第2条（2）に定める範囲を逸脱する方法で利用すること。
- （3）著作物を改変すること。

（使用料の額）

第4条 この規程による著作権の使用料は、許諾契約に記載する著作権者が定める金額とする。

（使用料の支払い）

第5条 DSは、許諾契約に基づき締切日（3、6、9、12月の各末日）ごとに、本会に著作物の利用実績を報告し、前条に基づく使用料を本会に対して支払わなければならない。

（著作物のリスト）

第6条 「文献複写物提供目的の限定的電子化利用許諾契約書」に添付する甲が管理する著作物のリストは、契約締結の翌年から毎年4月1日に甲のホームページに記載されるリストによって更新される。

文献提供機関（DS）による限定的電子化に係わる利用規程： 別紙

複写物提供システム

1. DS は、自社サーバーに顧客より申込みを受けた論文（記事）のイメージファイル（PDF 等）を作成する。
 2. DS は、顧客がイメージファイルをコピー（複製）できないように、かつプリントアウト部数を 2 部以内とするよう設定する。また、閲覧・プリントアウトできる期間を 2 週間以内とする。
 3. DS は顧客に、サーバーのイメージファイルにアクセスする ID・キーワードを送信する。
DS はデータの配信を行うにあたって、違法複製がなされないように保護手段を実装しなければならない。
 4. 顧客は上記の ID・キーワードを用いてサーバーのイメージファイルにアクセスし、これをプリントアウトする。
 5. DS は、顧客によるプリントアウトが完了すると同時に、そのイメージファイルからの 2 部を超える印刷を不能とし、かつこれをサーバーから消去する。
- 注 1. 上記システムの例としては、Adobe Content Server がある。
2. 上記システム以外でも、DS が同種のシステムを保有する場合は契約を行うことがある。